

# 災害ADR

災害によるトラブルの解決は弁護士会紛争解決センターで

簡易!

大規模災害によって生じたトラブルを  
弁護士が間に入って話し合い  
早く解決して  
災害からの立ち直りを手助けする手続です

迅速!



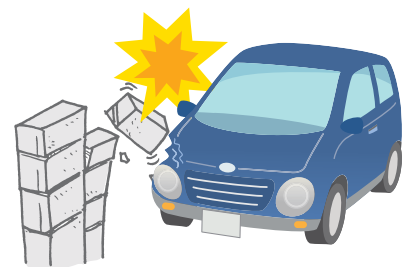
納得!

適正!

低額!



円満!



愛知県弁護士会 紛争解決センター



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

ADR法に基づく認証(No.12)

※災害ADRは常設のADRではなく大規模災害発生時に  
実施される特別な手続です。実施する場合は、弁護士会  
HPなどでお知らせします。

## ■ Q & A



Q1

### 災害ADRとは何ですか？

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは裁判外紛争解決手続のことです。様々なトラブルについて当事者の話し合いを弁護士や専門家が公平中立な立場で仲介し、合意ができれば和解契約を結びます。裁判と比べ、簡易、迅速な手続で納得出来る解決ができます。費用も低額です。

このうち大規模災害を原因とするトラブルはともに被害者である場合が少なくありません。そこで、一般の手続よりもより早く、費用を掛けずに解決し当事者の立ち直りを手助けするのが災害ADRです。

Q2

### どのようなトラブルを解決してくれるのですか？

会長が対象を指定した、大規模地震、風水害、感染症などの大災害を原因とする民事上のトラブルです。

例) 地震で隣の家のブロック塀が倒れて、自動車が壊れた。  
台風で借家が壊れたが、大家さんが修繕してくれない。  
感染症の影響で店の売上が減り、突然解雇された。

Q3

### 申立てはどうするのですか？

申立書を持参あるいは郵送により提出していただきます。

しかし、自分で申立書を作成することが難しいときは、申立をサポートしてくれる弁護士を無料で利用することができます。

Q4

### 場所はどこで行なわれますか？

原則として弁護士会館ですが、場合により現地で開催することも可能です。

Q5

### どのようにして手続を進めるのですか？

経験豊富な弁護士が双方の言い分をよく聞いて和解による解決を目指します。

事案によっては、建築士、不動産鑑定士、心理カウンセラーなどの専門家も協力します。

Q6

### 解決までの期間はどのくらいかかりますか？

申立から解決まで、2 か月程度、2、3 回の期日で解決することを目指します。

Q7

### 費用はどれくらいかかりますか？

申立手数料は無料です。

和解が成立した場合、成立手数料が発生しますが、災害ADRでは、通常のADRの半額にしています。



## ■ 災害ADR 4つの特徴

### 申立サポート

申立を弁護士がサポートします

### 迅速な解決

3回以内の話し合いで解決をめざします

### 申立手数料

無料です

### 成立手数料

一般ADR事件の半額です

## ■ 災害ADR手続の流れ

### 大規模災害発生

#### 対象災害等指定

会長が災害ADRの対象となる災害を指定します。

#### 申立て (申立書提出)

弁護士の申立サポートを受けることができます。

#### 相手方の応諾

本手続は、話し合いによる解決を目指す手続です。相手方が話し合いに応じない場合は手続が終了します。

#### 審理期日

弁護士会館で開催しますが、現地で開催することもあります。原則として3回以内、2か月以内での解決を目指します。

和解  
不成立

和解成立  
(和解契約書作成)



## ■ 手数料

✓ 申立手数料

**無料**

✓ 成立手数料

一般ADR事件の  
**半額**です



解決額	成立手数料額※ (消費税別)
10万円	3,000円
30万円	9,500円
50万円	16,000円
100万円	32,000円
300万円	64,000円
500万円	88,000円
700万円	104,000円
1,000万円	128,000円

たとえば



和解が成立した場合には、和解契約書に示された解決額を基準として、手続の中で合意した当事者間の割合（原則として折半）を負担していただきます。

※災害に関するトラブルに限ります。

地震で借家が壊れ、大家さんから修繕ができないので立退いて欲しいと言われ、話し合いの結果、立退料50万円で合意できた。

解決額は50万円ですので、成立手数料は1万6000円（消費税別）。原則として、当事者双方が、8000円（消費税別）ずつ負担することになります。

## ■ お問合せ・申立窓口

愛知県弁護士会 紛争解決センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2

☎052(203)1777

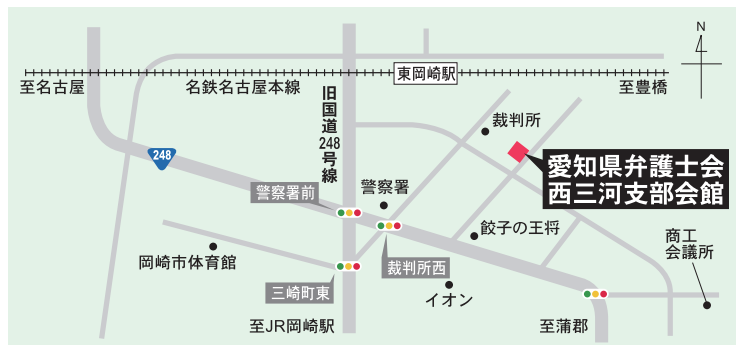
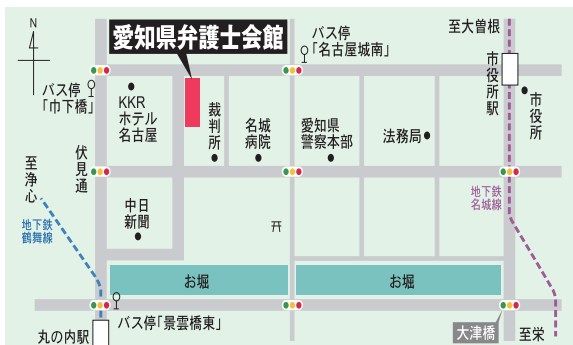
受付時間 10:00~16:00(月~金)

愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター

〒444-0864 岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10

☎0564(54)9449(代)

受付時間 10:00~16:00(月~金)



一宮でも開催可能です

愛知県弁護士会 一宮支部会館

〒491-0842 一宮市公園通4-17-1 (JR尾張一宮駅から徒歩約15分)



愛知県弁護士会

<https://www.aiben.jp/about/adr/kaiketsucenter.html>

